◎ 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)(抄) 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

の二第三項において「基本方針」という。)を作成し、当該基本令で定める事項を記載した基本方針(以下この条及び第四十六条企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及の一個中五条の事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型(運用の基本方針)	(事業主において選定する代議員の定数) <ul> <li>(事業主において選定する代議員の定数)</li> <li>(事業主において選定する代議員の定数は、その選定の時点における当のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当る場合にあっては五十、当該事業主の数が三十を下回五百を超える場合にあっては五十、当該事業主の数が三十を下回る場合にあっては三)以上とする。</li> </ul>	第十条(略)(公告の方法)	改正後
方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなけれ合で定める事項を記載した基本方針(以下この条において「基本の業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及の業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及第四十五条 事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型(運用の基本方針)	(新設)	事務所の掲示板に掲示して行うものとする。第十条 前二条の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、各(公告の方法)	現

方針に沿って運用しなければならない。

2~6 (略)

第四十六条 (略) (分散投資義務及び運用体制の整備)

(資産運用委員会)

ばならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- らない。
  労働省令で定めるところにより、加入者の意見を聴かなければな
  3 事業主及び基金は、基本方針を作成しようとするときは、厚生
- せなければならない。で定めるところにより、当該基本方針について、加入者に周知さ4.事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令
- 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 本学主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第 事業主及び基金は、法第六十五条第一項を 記さればならない。

分散投資義務及び運用体制の整備)

- 方法により運用するよう努めなければならない。第四十六条 事業主等は、積立金を、特定の運用方法に集中しない
- 2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない

干六 (積立金 条 額 積立へ が当該厚生労働省令で定める額以上となると見 金 額が厚生労働 資産運用委員会を置かなければ 省令で定め る額以 Ŀ 0 事業

込まれる事業主等を含む。

は

2 で組織する。 資産運用委員会は、 事業主及び加入者のそれぞれを代表する者

3 を執行する理事に対して意見を述べるものとする。 係る事項に関し、 資産運用委員会は、 事業主又は 基本方針その 基金の の理事長若しくは第の他の積立金の管理 管理 管理 友び 運用 運 業務 一用に

(準用規定

号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条 条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、 関する義務を負っている者に関する原簿について、 六十五条の十六 第六十一条まで、 の運用について、 一条の二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四 三項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十 の十九第三項、 十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四条 る法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九 第一号及び第二号に係る部分に限る。) の規定は連合会が支給す び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九 定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規 条まで(第四十五条第三項及び第四項並びに第四十六条の二を く。)の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びそ 第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第 第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解 第五十八条(第三号及び第五号を除く。 第八条 (第四号を除く。)、 第九条及び 第二十五条及 第三十三条 ( )から 第十条 (第 一

新 設

準用規定

第六十五条の十六 八条 項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十一 十九第三項、 法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十  $\mathcal{O}$ 第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条 する義務を負っている者に関する原簿について、 規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定 定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、 条まで(第四十五条第三項及び第四項を除く。)の規定は法の規 条の二十一第三項の障害給付金について、 に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の は評議員会について、 一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四条(第一号 一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する 条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算につい 規定は連合会が支給する老齢給付金について、 (第三号及び第五号を除く。 第九十一条の二十第三項、 第八条 第二十条の規定は連合会が給付の支給に関 (第四号を除く。 )から第六十一条まで、 第九十一条の二十一 第四十条から第四十八 第九条、 第二十五条及び 第三十三条 第十条 第五十 第三

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規

| (略) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | (略) |
| (略) |
|     |     |     |     |     |     |     |     |

字句に読み替えるものとする。規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会

第十五条第三項         法第十六条第一項         第六十五条の六各号           第二十五条         第三十三条         第三十三条           第三十五条第二項         第九十一条の二十四           において準用する法         において準用する法           「日本社会         第四十七条           第四十七条         第四十十四           第四十七条         第四十十四           第四十十四         第四十六条           第四十六条         第三十六条								
に掲げる 第第二十十一条 第三十十十一条 第三十十十一条 第三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	第三十三条第一号	第三十三条	第二十九条第三号	第二十九条	<del></del>	第二十五条	第十八条第四項及	第十五条第三項
掲示て一七て一	(以下「老齢給付付金支給開始要件に規定する老齢給	第四十七条		第三十八条第二項	第四十八条各号	第三十三条	加入者等	働省令で定めるに規定する厚生労
	一号に掲げる要件第三十六条第二項第において準用する法	四お九十い十	項十	第三十八条第二項において準用する法の二十四	十い十	第三十三条において準用する法の二十四	関する義務を 合会が給付の	第六十五条の六各号

		(略)		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)											
(略)											

三項		
第九十一条の十三第	第二十二条第三項	
第六十六条第四項		
において準用する法		
第九十一条の二十四	第六十六条第四項	
連合会	基金	第四十二条
連合会	基金	
第六十六条第一項		
において準用する法		
第九十一条の二十四	第六十六条第一項	第四十一条
連合会	基金	
第六十六条第二項		
において準用する法		
第九十一条の二十四	第六十六条第二項	第四十条第二項
連合会	基金	
第六十六条第一項		
において準用する法		
第九十一条の二十四	第六十六条第一項	第四十条第一項
条		
準用する法第五十四		
条の二十四において		
第四項及び第九十一		
第九十一条の二十二	第五十四条	第三十四条
第三十七条第一項		
において準用する法		
第九十一条の二十四	第三十七条第一項	第三十三条第二号
	という。) 金支糸房外専作」	

		1	1										ı										
(略)	(略)	(略)										(略)	(略)							(略)			(略)
(略)	(略)	(略)							(略)		(略)	(略)	(略)							(略)			(略)
(略)	(略)	(略)							(略)		(略)	(略)	(略)							(略)			(略)
第四二	第四二	第四										第四一	第四							第四十		四十	第四-
十七条	十六条第二項	十六条第一項										十五条第六項	十五条第五項							十五条第一項		条	第四十三条及び第一
事業主等	基金	事業主等	生命保険	該当するもの及び	条第一項第二号に	あって、第三十八	よる信託の契約で	項第一号の規定に	法第六十五条第一	及び第二項並びに	第六十五条第一項	事業主及び基金	前三項	同じ。)及び基金	下この条において	るものを除く。以	企業年金を実施す	に該当する規約型	省令で定める要件	事業主(厚生労働			第六十六条第四項
連合会	連合会	連合会							生命保険	において準用する	第九十一条の二十四	連合会	第二項							連合会	第六十六条第四項	において準用する法	第九十一条の二十四
	)	(略)     (略)     第四十七条     事業主等       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金	(略)     (略)     第四十七条     事業主等       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金       第四十六条第一項     事業主等	(略)     (略)     第四十七条     事業主等       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金       第四十六条第一項     事業主等       生命保険	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第二項       基金         (本)       第四十六条第一項       事業主等         (本)       第四十六条第一項       事業主等	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第二項       基金         該当するもの及び       条第一項第二号に	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第二項       基金         (略)       (略)       第四十六条第一項       生命保険         生命保険       生命保険	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第二項       基金         あって、第三十八条第一項       本条第一項第二号に         よる信託の契約で       よる信託の契約で	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第二項       基金         よる信託の契約で       生命保険         生命保険       生命保険         実第一項第二号に       本の及び         実第一項第二号に       本の及び         事業主等       本の及び         事業主等       本の及び	(略)       (略)       第四十七条       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第一項       事業主等         (略)       (略)       第四十六条第一項       事業主等         よる信託の契約で       本第一項第二号に       本第一項第二号に         よる信託の契約で       本第一項第二号に         本第一項第二号に       本第一項第二号に         本第一項第二号に       本第一項第二号に         本第一項第二号に       本第一項第二号に         本第一項第二号に       本第一項第二号に         本第一項第二号に       本第十五条第一	(略) (略) 第四十七条 事業主等   表記   表記   表記   表記   表記   表記   表記   表	(略)     (略)     第四十七条     事業主等     連合会       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金     連合会       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金     連合会       (略)     (略)     第四十六条第二項     基金     連合会       (略)     第四十六条第二項     事業主等     連合会       (略)     第四十六条第二項     事業主等     連合会       (略)     第四十六条第一項     第九十一条の二十	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					び第五項に規定する
					契約
(略)	(略)	(略)	第五十八条第六号	年月日(法第八十	年月日
				一条第三項の規定	
				に基づき解散の認	
				可があったものと	
				みなされたときは	
				、当該認可があっ	
				たものとみなされ	
				た年月日)	
(略)	(略)	(略)	第六十四条	第五十八条	第五十八条(第三号
					及び第五号を除く。
					)
(略)	(略)	(略)	第六十八条	加入者等の福利及	法第九十一条の十八
				び厚生に関する事	第五項に規定する事
				業を行う基金は	業を行う場合には